

階段が一つの建築物における 火災発生時の適切な避難のために

直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドラインのポイント

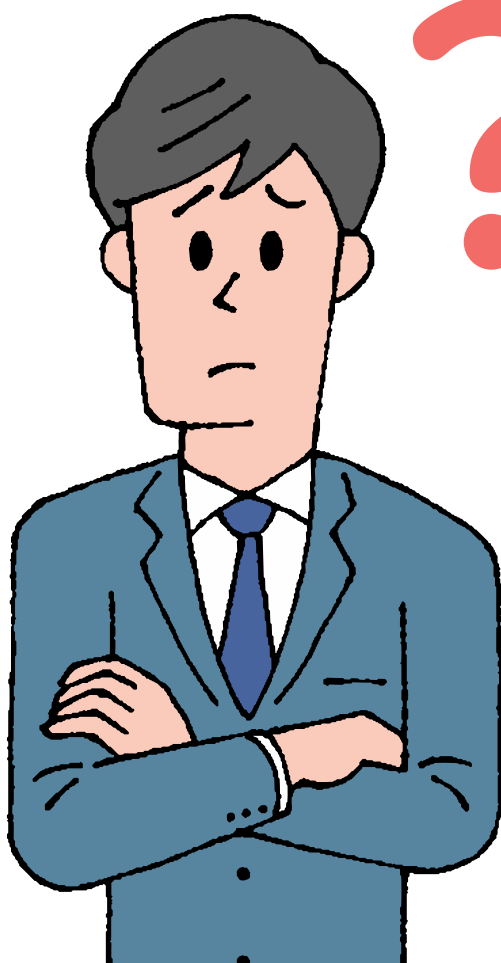
1
階段



2
避難上有効な
バルコニー



3
居室等への
退避 等



直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドラインは下記に掲載してあります。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2022/>

消防予第639号「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドラインの策定について」（令和4年12月16日）

直通階段が一つの建築物の危険性

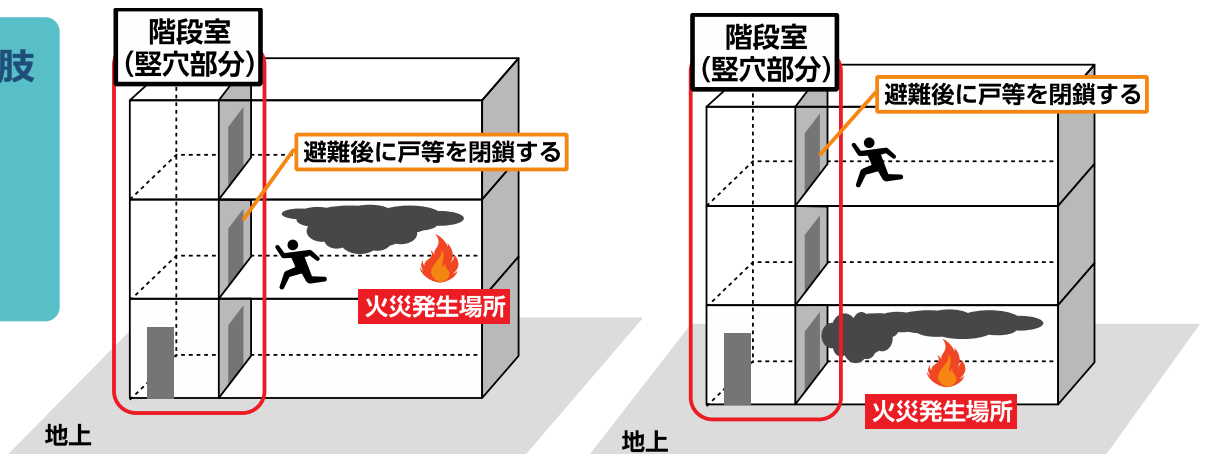
直通階段が一つの建築物は、唯一の避難経路である階段付近で火災が発生した場合などにおいて、避難が困難となる可能性が高いと考えられます。火災発生時に適切な避難行動が実施できるよう、日頃から避難の方法等について考えておきましょう。

1 避難（ガイドラインP3～P7参照）

火災の発生場所などを踏まえ、適切な避難経路を判断して、避難誘導を実施しましょう。

第一選択肢

直通階段

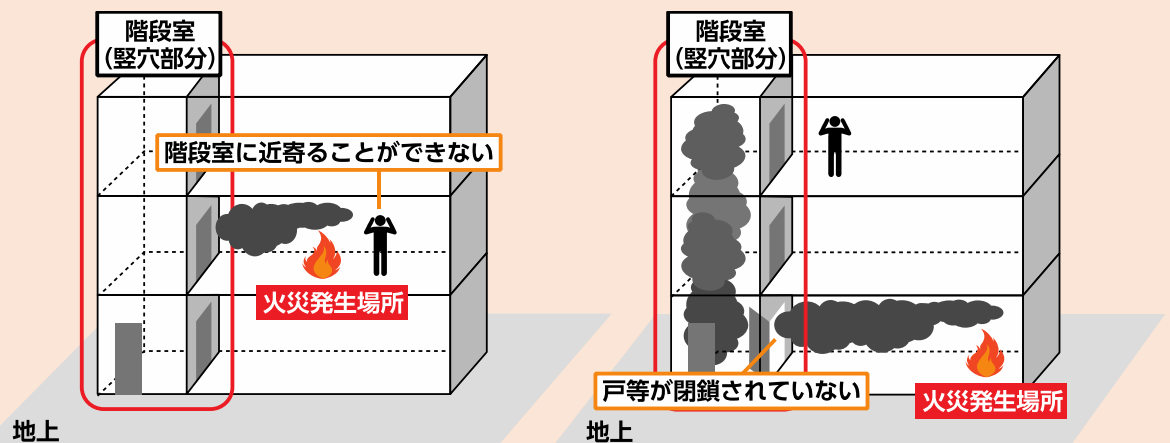


ポイント

直通階段が使用できる場合は直通階段を使用して避難しましょう。

階段室に近づくことができない。

階段室内に煙が充満しているなど、階段を使用できない。

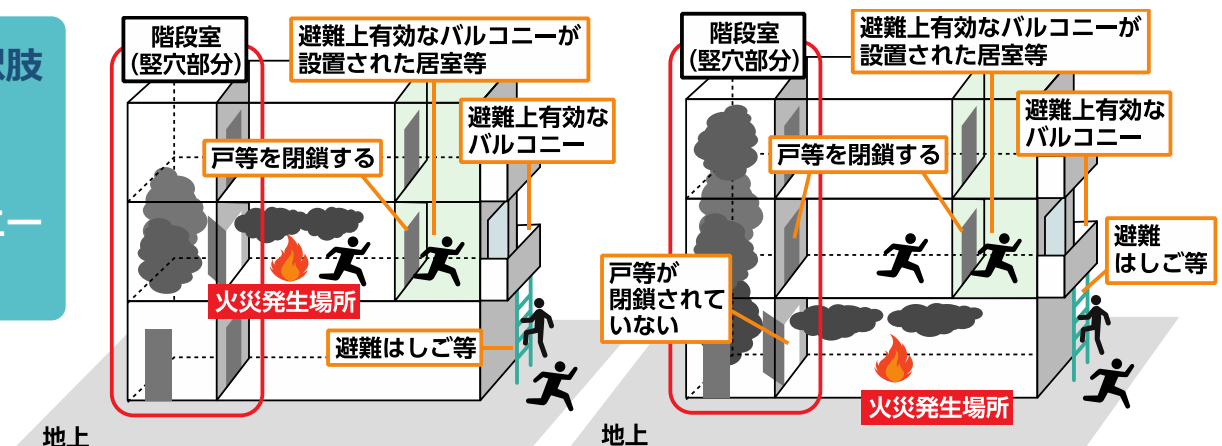


ポイント

直通階段が使用できない場合は、以下の避難方法等が考えられます。

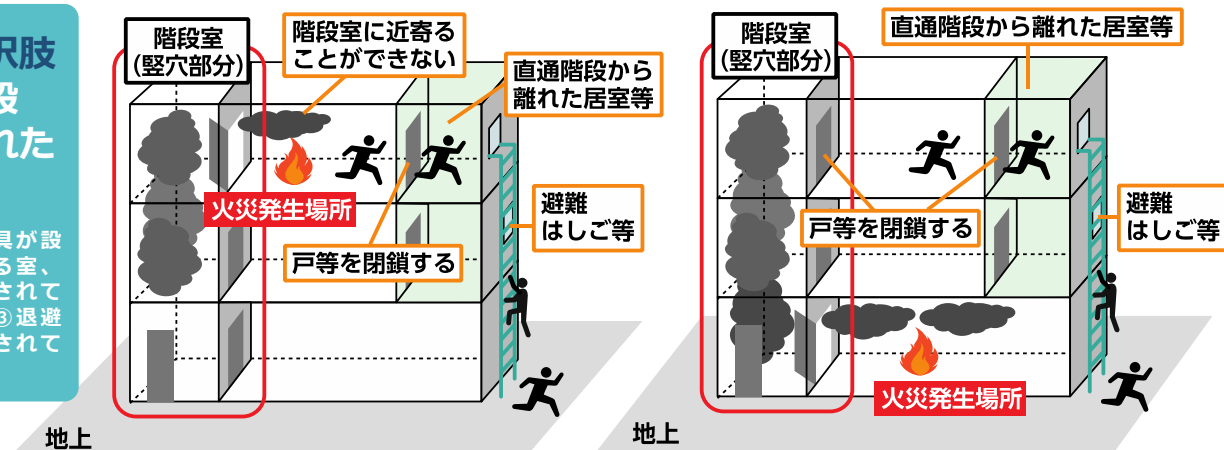
第二選択肢

避難上有効なバルコニー



第三選択肢 直通階段 から離れた 居室等

(①避難器具が設置されている室、②防火区画されている居室、③退避区画(設置されている場合))

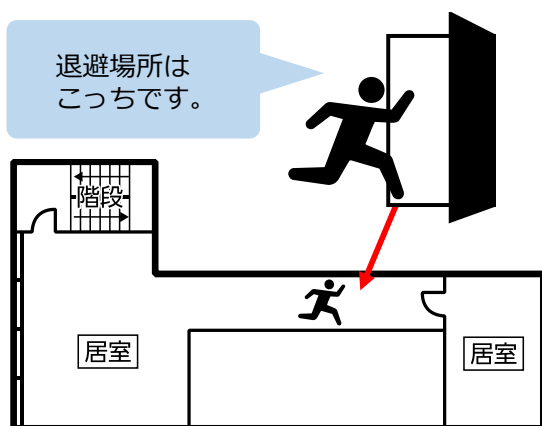


ポイント

直通階段、避難上有効なバルコニー及び直通階段から離れた居室等の位置を確認しておきましょう。

1-1 避難時の注意事項 (ガイドラインP9参照)

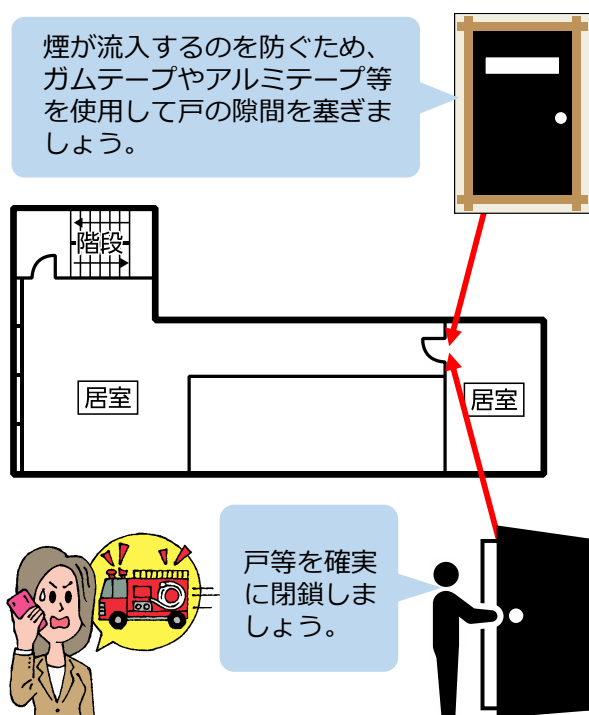
直通階段から離れた居室等への誘導時の実施事項



誘導時には以下の事項を実施しましょう。

- ☒ 煙の流入を防ぐため、可能な場合は階段室の戸等を閉鎖しましょう。
- ☒ 退避場所(直通階段から離れた居室等)を確実に把握している人が声を出して誘導しましょう。
- ☒ 逃げ遅れがないか声を出して確認しましょう。
- ☒ 火煙が流入する前に直通階段から離れた居室等に誘導しましょう。

直通階段から離れた居室等に退避した場合の実施事項



退避した場合は以下の事項を実施しましょう。

- ☒ 戸等を確実に閉鎖しましょう。
- ☒ 避難者が到達して開放する必要があるとき以外は、不必要に戸等を開放しないようにしましょう。
- ☒ 退避してくる人がいないことが確実に判断できる場合には、煙が流入するのを防ぐため、ガムテープやアルミテープ等を使用して戸の隙間を塞ぎましょう。
- ☒ 退避した人数を把握しましょう。
- ☒ 消防機関へ通報しましょう。
P5の通報例の内容と「居室等に退避していること」、「退避した人数」「避難はしご等を使用して避難中」など
- ☒ 避難はしご等が設置されている場合は、それを使用して避難しましょう。

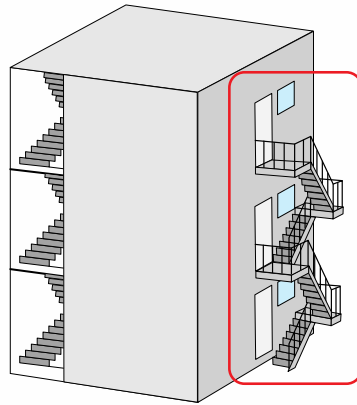
1-2 安全性向上のための改修（ガイドラインP8参照）

建物の改修については、特定行政庁に確認してください。

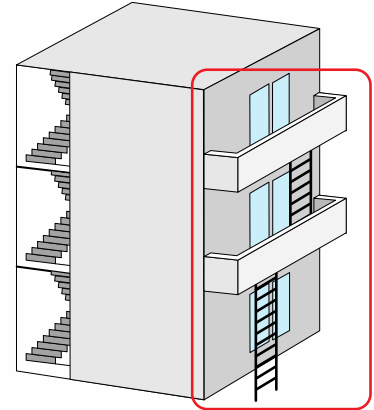
二方向避難の確保

建物の安全性向上のためには、直通階段の増設や避難上有効なバルコニーの設置が考えられます。

直通階段の増設



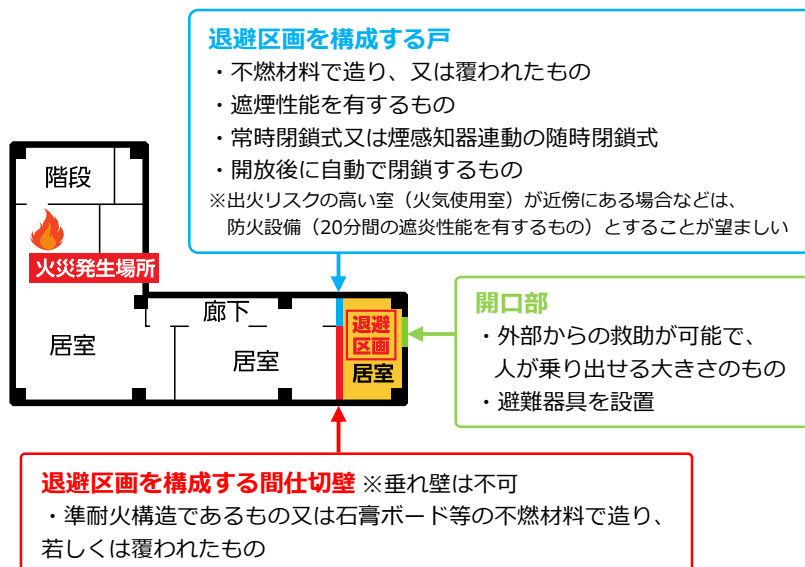
避難上有効なバルコニーの設置



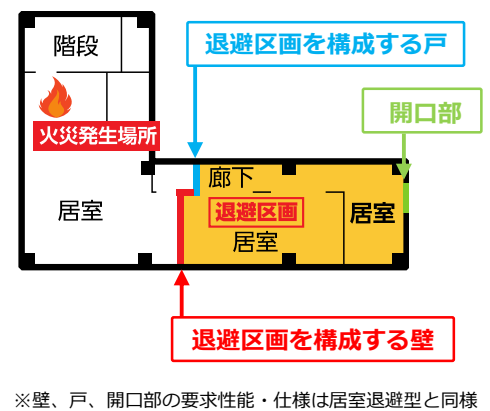
居室等の退避区画化

直通階段の増設や避難上有効なバルコニーの設置が困難な場合には退避区画の設置が考えられます。退避区画は、「消防隊が到着するまでの間、一時的に人命安全が保たれるよう、直通階段から離れた位置にある居室や廊下等の室、又はこれらの部分について、防火的に区画された退避スペース」のことをいいます。

居室退避型 ⇒ 居室単位で区画

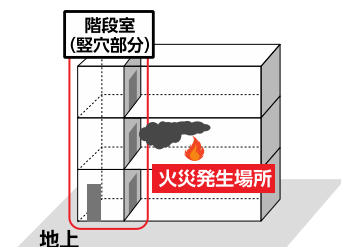


水平避難型 ⇒ 廊下を一定間隔毎に区画



堅穴部分（階段室等）の防火防煙区画化

避難経路となる階段室等を火や煙から守るための改修です。



上記内容は、国土交通省が策定した「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」に示されています。
(https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000947.html)

2 初期消火（ガイドラインP3参照）

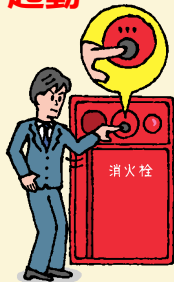
- ・屋内消火栓設備が設置されている場合は積極的に使用しましょう。
屋内消火栓設備には2つのタイプがあり、操作方法が異なるため訓練等の機会に確認しておきましょう。

ホースが折りたたまれて消火栓ボックスに収納されているタイプ （1号消火栓）

1号消火栓は、ホースが折りたたまれて消火栓ボックスに収納されているため、ホースを延長した後でないと水をホース内に流すことができません。このため、ホースを火元付近まで延長し放水する人と消火栓のバルブを開放する人の、最低でも2人の操作員が必要となります。

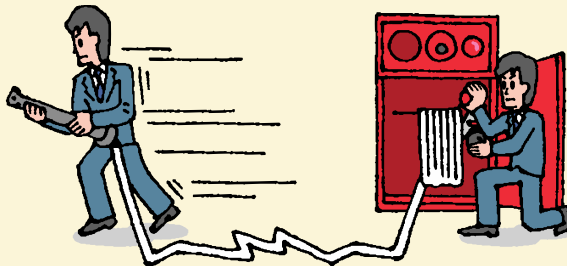
1 消火栓ポンプ起動

発信機のボタンを押し、消火栓ポンプを起動します。



2 ホース延長

ホースにねじれがないように確認しながら延長し、出火箇所に向かいます。



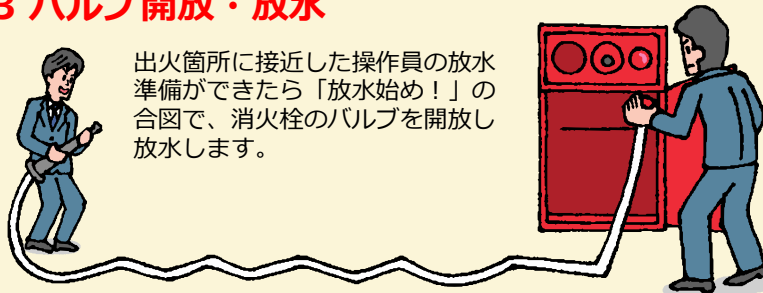
注意

ホースを延長する前にバルブを開けると、水で充満したホースがボックス内に広がって取り出せなくなる事があります。必ず操作手順を守ってください。



3 バルブ開放・放水

出火箇所に接近した操作員の放水準備ができたなら「放水始め！」の合図で、消火栓のバルブを開放し放水します。



ホースがドラムなどに巻かれて消火栓ボックスに収納されているタイプ （2号消火栓・易操作性1号消火栓・広範囲型2号消火栓）

2号消火栓・易操作性1号消火栓・広範囲型2号消火栓は、ホースが収納された状態でもホース内に水を流すことができます。このため、一人で操作することができます。

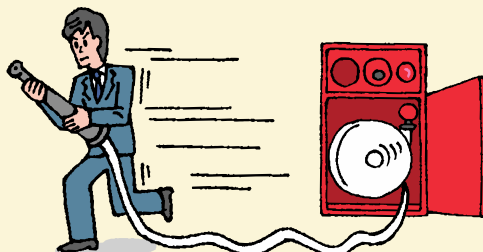
1 バルブ開放

バルブを開放すると消火栓ポンプが起動します。



2 ホース延長

ホースを持ちながら、出火箇所に向かいます。



3 放水

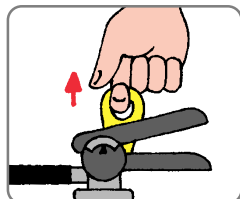
ホースノズルのコックを開き放水します。



消火器の使い方

1

安全栓を引き抜く



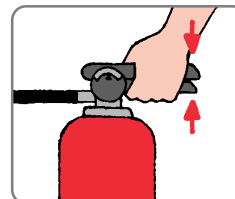
2

ノズルを火元に向ける



3

レバーを強く握る

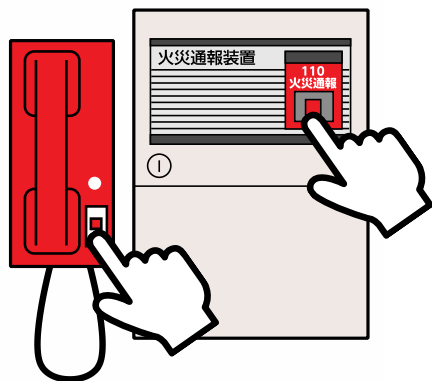


3 通報について（ガイドラインP7参照）

- ・電話等で速やかに消防機関へ火災の発生を通報しましょう。
責任者等への連絡・報告を優先することによる通報の遅れがないように注意しましょう。
- ・火災を発見したら、周囲にいる人に大声で火災の発生を知らせ、自動火災報知設備の発信機等で在館者に火災の発生を知らせましょう。

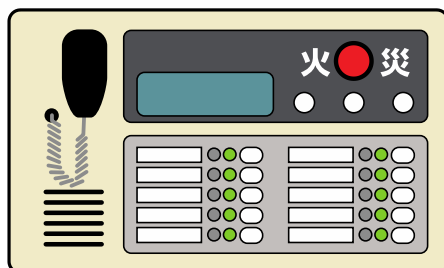
通報・報知に使用する設備の説明

火災通報装置



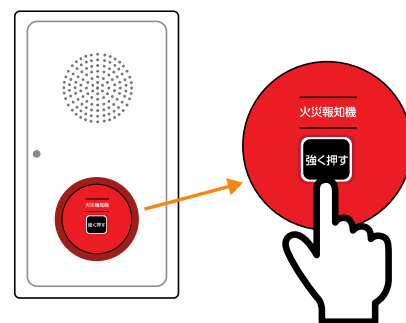
手動または自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、蓄積音声情報（住所等）により消防機関に通報できます。

放送設備



放送設備や自動火災報知設備の発信機を押すことで、音響又は音声により火災の発生を知らせることができます。

自動火災報知設備の発信機



通報例



ポイント

火災発生場所や燃焼物等の具体的な状況を正確に伝えましょう。



通報者

119番通報※をする

「はい、消防です。
火事ですか、救急ですか。」

「火事です」

「場所はどこですか。」

「〇〇区（市）〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇〇の（事業所名）です。」

「何階建てですか。
燃えているところは何階ですか。」

「3階建ての1階が燃えています。」

「建物には何名いますか。
逃げ遅れた人はいますか。」

「従業員は〇名です。
逃げ遅れは今のところわかりません。」

「何が燃えているかわかりますか。」

「給湯室から出火しています。」

「わかりました。すぐに行きます。」

※ 消防訓練時は内線電話等を利用し、消防本部（119指令センター）と通報者に役割を分担して行いましょう。

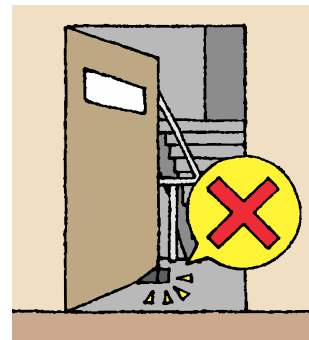
4 火災発生リスク及び被害軽減のための対策（ガイドラインP10～13参照）

建物関係者（従業員等）は、火災発生リスク軽減や被害軽減のため、次のことに留意しましょう。

階段室（堅穴部分）の維持管理

火災発生時、直通階段等を介して各階へ煙が拡散しないように階段室の防火戸等を適正に維持管理しましょう。

- ☒ 防火戸等は設置されていますか。
- ☒ 防火戸等は正常に作動しますか。
- ☒ 防火戸等が常時閉鎖式の場合は、自動閉鎖装置が破損していませんか。
- ☒ 防火戸等が煙感知器の作動と連動して閉鎖する場合は、適正に点検され作動しますか。
- ☒ 防火戸等の閉鎖障害となるくさびや物品等などはありませんか。



直通階段から離れた居室等の維持管理

火災発生時、退避した居室等内への煙の流入を防ぐため、居室等の戸などを適正に維持管理しましょう。

- ☒ 戸等は設置されていますか。
- ☒ 戸等が常時閉鎖式の場合は、自動閉鎖装置が破損していませんか。
- ☒ 戸等が煙感知器の作動と連動して閉鎖する場合は、適正に点検し作動しますか。
- ☒ 戸等の閉鎖障害となるくさびや物品などはありませんか。
- ☒ 居室等に避難器具が設置されていますか。
- ☒ 居室等に煙の流入を防ぐために使用するガムテープやアルミテープ等が保管されていますか。



階段、廊下、避難口その他の避難上必要な施設の維持管理

火災発生時、可燃物などの物品は避難障害や延焼拡大の要因となるため、避難施設（階段、廊下など）を適正に維持管理しましょう。

- ☒ 避難上支障となる物品は置いていませんか。
- ☒ 可燃物を置いていませんか。



防火対象物点検報告

一定の防火対象物の全ての管理権原者（テナント管理者含む）は、防火対象物点検資格者に火災の予防上必要な事項について点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しましょう。

- ☒ 1年に1回、点検報告を実施していますか。
- ☒ 点検結果に不備があった場合は適切に改善していますか。

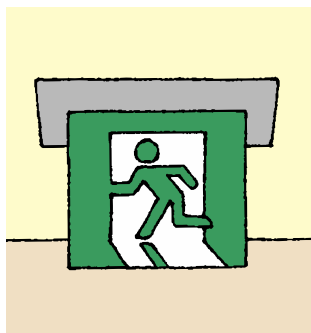
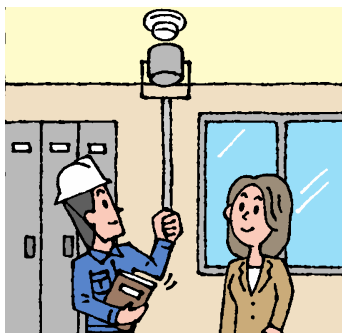


消防用設備等点検報告

防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期的に点検※¹し、その結果を消防長又は消防署長に報告※²しましょう。防火対象物の規模等により消防設備士等に点検をさせなければならない場合があります。

- ☒ 消防用設備等の点検報告を適切に実施していますか。
- ☒ 点検結果に不備があった場合は適切に改善していますか。

※¹ 機器点検 6カ月に1回
総合点検 1年に1回
※² 特定防火対象物 1年に1回
上記以外 3年に1回



放火防止対策

放火されない環境をつくりましょう。

- ☒ 建物の周囲や階段等に可燃物を置いていませんか。
- ☒ 建物の死角を巡回や監視カメラ等で定期的に確認していますか。



消 防 庁

Fire and Disaster Management Agency
<https://www.fdma.go.jp/>



国土交通省

お問合せ先

お問い合わせは、秋田市消防本部予防課(018-823-4247)
または、最寄りの消防署へお願いします。